

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に係る、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成17年6月24日

京都市長職務代理者  
京都市助役 松井 珍男子

1 届出者の氏名及び住所

株式会社 山中商事  
代表取締役社長 山中 隆輝  
京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町32

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

F MART桂店  
京都市西京区川島有栖川町13番地

(2) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	ポロロッカ桂店 京都市西京区川島有栖川町 13番地	F MART桂店 京都市西京区川島有栖川町 13番地
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社 ポロロッカ 代表取締役社長 東野 亨 東京都新宿区市ヶ谷田町1丁目14番1号	株式会社 音通 代表取締役社長 岡村邦彦 大阪府高槻市栄町1丁目 23-1

(3) 変更の年月日

平成17年6月10日

3 届出年月日

平成17年6月14日

4 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成17年6月24日（金）から同年10月24日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成17年10月24日（月）

（産業観光局商工部商業振興課）